I 市民(個人・世帯)を対象とする支援

1 生活に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(5) 傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者向け)

支援内容	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす国民健康 保険または後期高齢者医療保険の被保険者であり、給与等の支払いを受けている 被用者に対して、傷病手当金を支給します。
	※支給額 1日当たりの支給額=
	直近の継続した3か月間の給与収入 の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数(療養のために 休んだ日数)
	【対象日数】療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日(最長1年6か月間)
	【適用期間】令和2年1月1日~令和5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、労務不能であった日の翌日から起算して2年経過している場合は請求できません)
対象者	給与等の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者であり、療養のため労務に服することができず給与等の支払いを受けられないか、減額して支払いを受けている者
	・申請書(世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用(当
申請手続に必要なもの	面の間不要)) 詳しくは、下記まで、お問い合わせください。
受付場所及び 受付時間	受付場所:津山市環境福祉部医療保険課国民健康保険係(⑨番窓口) または高齢者医療係(®番窓口)
	津山市山北520 (津山市役所本庁1階) 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く。)
問い合わせ先	津山市環境福祉部医療保険課 ・国民健康保険係(電話) 0 8 6 8 - 3 2 - 2 0 7 1
	・高齢者医療係 (電話)0868-32-2073
備考	